



30 高医薬第 1477 号

平成 31 年 3 月 7 日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長



薬剤師研修認定制度の適切な運用について

日ごろは、本県の薬務行政の推進にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

さて、平成 31 年 3 月 1 日付け薬生総発 0301 第 8 号にて厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より通知がありましたので、別添のとおり写しを送付します。

薬剤師が自らの資質向上のために生涯を通じて常に新しい知識と技能を習得し、業務の充実に努めることは非常に重要であり、薬局に勤務する薬剤師に対する研修については、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務をい行う体制を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 3 号）第 1 条第 1 項第 16 号の規定により、薬局開設者にその実施が求められております。

本通知では、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構から認証された研修認定制度（以下「研修認定制度」という。）において、薬剤師認定制度実施期間より交付される研修受講シールがインターネット上のオークションサイト等で売買されている事例が確認されたこと受け、不適切な方法により入手した研修受講シールにより、研修認定を取得する行為は、研修認定制度の信頼性を揺るがいかねないことから、関係団体に対し通知したことについて示されています。

つきましては、貴会会員に対して、オークションサイト等における研修受講シールの不適切な売買について注意喚起するとともに、不適切な方法で研修認定を取得しないよう周知をお願いいたします。

なお、本通知は当課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/132101/>）にも掲載しておりますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

高知県健康政策部医事薬務課

濱田、平松

〒780-8570

高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 2 0 号

TEL 088-823-9682

FAX 088-823-9137